

エコアクション21地域運営委員会規程

茨城県中小企業団体中央会

「エコアクション21地域事務局いばらき」認証・登録制度実施要領1.2に規定するエコアクション21地域運営委員会（以下「地域運営委員会」という。）の所掌事務などは、次のとおりとする。

（所掌事務）

第1条 地域運営委員会は、次の事項を審議する。

- （1）「エコアクション21地域事務局いばらき」認証・登録制度実施要領
- （2）地域運営委員会規程
- （3）地域判定委員会規程
- （4）その他規程
- （5）エコアクション21認証・登録制度の運営に関する重要事項

（構成及び委嘱）

第2条 地域運営委員会は6名以上10名以内をもって構成し、委員は次に掲げる者などのうちから、茨城県中小企業団体中央会会長が委嘱する。

- （1）環境保全に関する学識者
- （2）事業者関係団体、環境保全関係団体の有識者
- （3）関係行政機関
- （4）エコアクション21審査人（複数名）

（委員の任期）

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。この場合であっても原則として連続して10年を超えないものとする。また、補欠によって就任した委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長）

第4条 委員の互選により、委員長を選出する。

2. 委員長は、委員会を統轄する。
3. 委員長にやむを得ない事由があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員長代理がこれを代行する。

（地域運営委員会の開催）

第5条 地域運営委員会は、茨城県中小企業団体中央会会長が招集し、委員長はその議長を務める。

2. 地域運営委員会は年1回以上必要に応じて開催する。

(会議の定足数及び議決数)

第6条 会議は、これを構成する委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事及び議決について、あらかじめ書面により意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 . 会議の決議は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

3 . やむを得ない事由により、会議に出席出来ない委員は、あらかじめ書面をもって議案について賛否の意思を表示することができる。

(議事録)

第7条 会議の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 出席委員名・欠席委員名

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(委員手当等)

第8条 委員会出席についての委員手当等については、茨城県中小企業団体中央会が定めるものを準用するものとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、会議で知り得た情報を委員就任中はもとより委員退任後に他に漏らしてはならない。

(規程の改廃)

第10条 本規程は、地域運営委員会において、委員の3分の2以上の賛成によって改廃できるものとする。

(附則) この規程は、平成19年12月10日から制定施行する。